

## 総合計画審議会の概要と進め方等について

総合計画は、三田市まちづくり基本条例第 28 条の規定に基づき策定するまちづくりの指針となるもので、まちづくりの方向やそれを実現するための取り組みなどを定めるものです。

## 1 総合計画審議会の審議事項等

## (1) 審議事項

市長の諮問に応じ、次期総合計画の策定に関する事項について調査審議を行います。審議会では、全体会及び次の各部会で検討を行います。

部会	所管事項
第 1 部 会	地域コミュニティ、人権、ICT、安全・安心ほか
第 2 部 会	福祉、健康、学校教育、社会教育、文化・スポーツほか
第 3 部 会	都市計画、環境、産業、農業、観光ほか
総合戦略部会	第 2 期三田版総合戦略に関するもの

(2) 委員数 35名 【内訳】有識者 9名 団体 15名 市民 11名

## 2 総合計画審議会の進め方

(1) 審議期間 令和3年4月～9月(予定)

(2) 審議会の流れ(予定)

	全体会	部会	
		第1～3部会	総合戦略部会
R3年 4月	第1回【基本構想(1)】 これまでのまちづくりの成果と課題、 社会潮流等		
5月	第2回【基本構想(2)】 まちづくりの基本目標、人口推計等		
6月	第3回【基本計画】 基本計画素案	第1回【基本計画】 各取り組みの審議	
7月		第2回【基本計画】 各取り組みの審議(継続) 第3回【基本計画】 各取り組みの審議(継続)	
8月		第4回【基本計画】 予備日	第1回【総合戦略】 各取り組みの審議 第2回【総合戦略】 各取り組みの審議(継続)
9月	第4回【答申案について】 全体会・部会のまとめ 答申案の検討		
10月	答申		

(参考)第5次三田市総合計画策定の全体スケジュール

